

令和元年5月27日

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	<p>この度の県税条例の改正理由は、地方税法の一部改正に伴うものとされているが、ふるさと納税制度について地方税法がどのように改正されたのか。</p>
税政課長	<p>ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、地方税法の一部が改正され、「ふるさと納税に係る指定制度」が新設された。</p> <p>「ふるさと納税に係る指定制度」とは、寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合している都道府県等を総務大臣が指定する制度である。指定を受けた都道府県等に対する寄附金がふるさと納税の対象となり、個人県民税の税額控除の特例が適用される。</p> <p>この改正に対応するため、県税条例について、規定の整備を行ったところである。</p>
石黒委員	<p>「総務大臣が定める基準」とは、具体的にどのようなものか。</p>
税政課長	<p>まず、寄附金の募集を適正に実施するための基準が定められている。</p> <p>具体的には、「紹介者に利益供与して募集を行わないこと」「返礼品等を強調して宣伝広告を行わないこと」「募集経費を寄附金の合計額の5割以下とすること」などの基準が定められている。</p> <p>また、返礼品の送付を行う場合には、「返礼品調達のための費用が寄附金額の3割以下であること」「返礼品等が当該団体の区域内において生産された物品等の、いわゆる『地場産品』であること」などの基準が定められている。</p> <p>なお、総務大臣が5月14日付けでふるさと納税の対象となる都道府県等を指定し、本県も総務大臣の定める基準に適合している県として指定を受けたところである。これにより、本県への寄附は、これまでどおりふるさと納税制度の対象となり、個人県民税の税額控除の特例が適用されることとなる。</p>
石黒委員	<p>返礼品を調達するための費用が寄附金額の3割を超えた場合はどうなるのか。</p>
税政課長	<p>現在、県内ではそのような団体はないが、今後ルールに反するところが出てくるならば、次回以降の指定に影響が出てくるものと考えられる。</p>
伊藤委員	<p>平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）において、財政調整基金の取崩しを減額しているが、今後の調整基金の見通しをどのように考えているのか。</p>
財政課長	<p>このたびの補正により、財政調整基金の取崩し額を17億円減額したことから、その分調整基金残高も改善し、平成30年度末の調整基金の残高は265億円となった。</p> <p>令和元年度当初予算で、調整基金を144億円取り崩すこととしているため、現時点において、今年度末の調整基金残高を121億円と見込んでおり、今年度中の歳入確保の状況に注視していく。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>県行財政改革推進プランでは、調整基金の取崩しの抑制を掲げているが、令和元年度当初予算における144億円の調整基金の取崩し額は、平成21年度以降の当初予算編成では、最大の取崩し額となり、非常に厳しい財政状況である。今後とも引き続き、歳入の確保と歳出の見直しに努め、持続可能な財政運営に取り組んでいく。</p>
伊藤委員	<p>持続可能な財政運営となるよう収入を確保するため、県有財産の売却を進めているが、県有財産のリースについては、どのように考えているのか。</p>
管財課長	<p>県有財産である土地、建物等のリースについては、今のところ検討していない。</p>
伊藤委員	<p>条件のいい土地や建物は売れるが、悪いところはなかなか売れないので、色々なやり方を検討してほしい。</p>
小野委員	<p>全国的には、ふるさと納税制度における総務大臣の指定を受けられない団体があるようだが、そうした団体は今後どうなるのか。この基準に反することをやった団体に対して罰則等はあるのか。</p>
税政課長	<p>指定を受けられない場合は、ふるさと納税制度の税額控除の特例が適用されないことになる。</p>
小野委員	<p>ふるさと納税制度が適用にならなくても、市町村として基準を超える返礼を実施した方がいいという判断に立った場合はどうなるのか。違反した場合には罰則を与えるような制度はないのか。</p>
税政課長	<p>基準から外れるようになった場合は、指定を取り消される又は指定期間終了後に次回の指定が受けられなくなる、というような措置がとられる可能性がある。</p> <p>なお、県内の団体については、期間の長短はあるが、全市町村が総務大臣指定を受けた。短い指定期間となった団体も、再度指定を受ける手続きをしていると聞いており、本県については、そのような心配は今のところないと考えている。</p>
小野委員	<p>「地場産品」の定義は何か。</p>
税政課長	<p>原則は当該団体の区域内で生産されたものということになるが、個々具体的な事案については、県又は市町村の担当課において判断することとなる。</p>